


裁判員はこのようにして選ばれます

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選びます。松浦市内から37人、県全体で約2,000人の候補者が選ばれます。具体的な裁判員選任から裁判員裁判までの流れは下記の通りです。

裁判員裁判までの流れ

1. 裁判員候補者名簿の作成

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った人には、その旨を通知します。



この段階では、どなたに裁判所に来ていただくかは決まりません。


2. 事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます (裁判の6～8週間前)

実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼出状を送ります。呼出状には裁判員を務めていただく期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票を送って、辞退事由などの有無を確認します。

選ばれた人には、呼出状で裁判所に来ていただく日時などをお知らせします。質問票の記載から辞退事由などに該当することが明らかな場合には辞退を認めて呼出しを取り消し、裁判所まで来ていただかなくてもよいようにします。

3. 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います (通常は、裁判当日午前中)


裁判長から、事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問されます。



質問は裁判官3人と書記官のほか、検察官や弁護人も立ち会います。

4. 裁判員となる人を決定します

裁判所は辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。



検察官や弁護人は、裁判員に選任しない人を指名することができます(原則として各4人まで)。

5. 裁判員裁判が始まります (通常は、裁判当日午後)

知っておきたい 裁判員Q&A

▼裁判員になったら…

Q4 上司に裁判員(候補者)になったことを話してもよいのですか？

A 休暇を取得するために、裁判員(候補者)になったことを上司などに話すことは差し支えありません。

また、報告を受けた上司が、さらにその上司や使用者に報告することも、必要な範囲内であれば差し支えありません(ただし、公にすることは法律で禁止しています)。

Q5 裁判員(候補者)として裁判所に行くために会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか？

A 裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

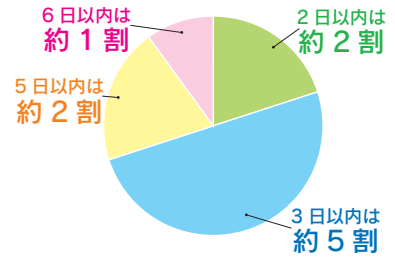
Q6 裁判員は、その事件に関するニュースや新聞を見てもよいのですか？

A 帰宅した後は、テレビを見たり新聞を読んだりしても構いません。しかし、裁判員として判断する際には、あくまで法廷で示された証拠だけに基づいて判断することになります。

裁判員になったら

裁判員になった人は、裁判の6週間前までに日程などが通知され、裁判の日に裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判）に出席します。

裁判にかかる日数、3日以内が約7割
想定される裁判日数



裁判員の役割

裁判員候補者には裁判の6週間前までに日程などが通知され、主に次のような仕事をします。

① 審理に立ち会う【法廷】

裁判官と一緒に刑事裁判の法廷（公判）に立ち会います。法廷で証人や被告人に対する質問などが行われ、証拠として提出された物や書類も取り調べます。

② 評議、評決を行う【評議室】

被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。議論を尽くしても全員の意見が一致しない場合、評決は、多数決により行われます。裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

③ 判決の宣言に立ち会う【法廷】

判決内容が決まると、法廷で判決の宣告がされます。裁判員は、判決の宣告に立ち会い、裁判員としての仕事を終えます。



裁判所の取り組み

このような裁判員制度が、今後円滑に実施されていくためには、この制度が皆さんに信頼され、社会に定着していく必要があります。しかし、制度に対する関心が高まる一方で、不安や戸惑いを感じている人も多いようです。このような不安などをきちんと解消する取り組みも重要な課題の一つです。

そこで裁判所では、制度の定着を目指して、皆さんの不安などを少しでも解消すべく、裁判員制度ウェブサイトの情報随時更新し、最新の情報を届けています。

各地の裁判所でも、引き続き皆さんからの要望に応じて、説明会、映画上映会、講演会、出張講義などを実施し、裁判員経験者の声なども交えながら、裁判員裁判の運用状況に関する正確な情報を提供しています。

○ 裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

○ 裁判所ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp/>

※各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのサイトからどうぞ。

【問合せ先】

▼長崎地方裁判所 ☎095-822-6151

▼長崎地方・家庭裁判所平戸支部庶務課

☎0950-22-2004

Q7 法律の知識がなくても大丈夫ですか？

大丈夫ですか？

A 法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを判断します。市民の皆さんの日常生活におけるいろいろな情報や経験などから判断してよいので、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されるので、心配ありません。

Q8 見聞きした事実について、話してもよいのですか？

A 公開の法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても大丈夫です。

逆に、どのような過程を経て結論に達したのかということ、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、判決の際の多数決の人数などは漏らしてはいけません（評議の秘密）。

また、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前なども漏らしてはいけません（評議以外の裁判員としての職務を行う際に知った秘密）。